

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和6年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の93、94、95の項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 並びに内閣府・総務省令、第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課
②所属長の役職名	福祉介護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉介護課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0116

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の93、94、95の項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条(情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項並びに内閣府・総務省令、第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の93、94、95の項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項並びに内閣府・総務省令、第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康づくり課 健康づくり課長	福祉介護課 福祉介護課長	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0111(代表)	福祉介護課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0116	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の68の項 並びに内閣府・総務省令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の93、94、95の項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 並びに内閣府・総務省令、第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	